

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の 一部を改正する条例

1 改正内容

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、規定を整備する。

- (1) 職員が請求した場合に超過勤務の制限の対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大（第11条の2）
- (2) 子の看護休暇の見直しに伴い、当該休暇名称を「子の看護等休暇」に変更（第17条第1項第1号及び第2号）
- (3) 介護両立支援制度等に係る規定の追加（第18条の4及び第18条の5）
 - ア 任命権者は、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対し、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）等に係る周知を行うとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る意向を確認するための面談等の措置を講じなければならない旨を定める。
 - イ 任命権者は、職員が40歳に達した日の属する年度において、当該職員に対し、介護両立支援制度等に係る周知を行わなければならない旨を定める。
 - ウ 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施等の措置を講じなければならない旨を定める。
- (4) その他規定の整備

2 新旧対照表

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）の一部改正（第1条による改正）

第一条による改正案	現行
○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 （ <u>小学校就学の始期に達するまでの</u> 子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第十一条の二 教育委員会は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの</u> 子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第十条に規定する勤務（以下「超	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 （ <u>三歳に満たない</u> 子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第十一条の二 教育委員会は、 <u>三歳に満たない</u> 子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第十条に規定する勤務（以下「超過勤務」とい

過勤務」という。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(削除)

第十一条の三～第十六条 (略)

(特別休暇)

第十七条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

一 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産協力休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇

二 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育

う。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、三歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第十一条の三～第十六条 (略)

(特別休暇)

第十七条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

一 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産協力休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護_____休暇及び短期の介護休暇

二 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育

<p>児時間、出産協力休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第十八条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者(第十八条の四第一項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第一項に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を承認するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>児時間、出産協力休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護 休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第十八条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者 で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第一項に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を承認するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和六年十二月文京区条例第四十七号)の一部改正(第2条による改正)

第二条による改正(案)	現行
<p>(子育て部分休暇)</p> <p>第十八条の三 教育委員会は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該職員の子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</p> <p>2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p>	<p>(子育て部分休暇)</p> <p>第十八条の三 教育委員会は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該職員の子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</p> <p>2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</p> <p><u>(新設)</u></p>

第十八条の四 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十八条の五 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 前二号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

（新設）

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十一条の二第一項の規定による超過勤務の制限に係る請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の前においても行うことができる。

3 施行期日等（付則）

(1) 施行期日（付則第1項）

令和7年4月1日から施行する。ただし、付則第2項（(2)）については、公布の日から施行する。

(2) 準備行為（付則第2項）

この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十一条の三第一項の規定による超過勤務の制限に係る請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の前においても行うことができる。